



登録者遵守規則

一般社団法人日本能率協会 審査登録センター

目次

はじめに	3
1. 定期審査の受審について	3
2. 審査における故意の虚偽説明について	3
3. 料金の支払いについて	4
4. 是正処置の実施について	4
5. 外部コミュニケーションに関するご連絡について	4
6. マジックシステムに影響のある変更のご連絡について	5
7. 認定機関等の立ち入りについて	5
8. 認定機関による、マーケットサーベイランスと称する、認証組織への直接の調査活動について	6
9. 登録の表明について	6
9. 1 一般原則	6
9. 2 登録ロゴマークを使用しない場合の表明について	7
9. 3 名刺、ホームページ等への引用について	7
10. 登録ロゴマーク及び認定シンボルの使用について	8
11. 登録証の識別について	8
12. 登録の一時停止、取り消し時の対応について	9
13. 要求事項の変更への対応について	9
14. JMAQAの配付文書の管理について	9
改訂履歴	10

はじめに

本「登録者遵守規則」は、一般社団法人日本能率協会 審査登録センター（JMAQA）にマネジメントシステムの審査登録をいただいた登録者が遵守すべき内容について説明したものです。

登録者は、「審査登録基本契約書」および以下の13項目を遵守する義務を負います。

一般社団法人日本能率協会 審査登録センター（以下「当センター」という）は、以下の1～13の13項目に対する遵守状況をサーベイランスなどの審査または日常監視にて確認します。遵守されていない場合には、原則として「改善要求回答書」を発行し、状況の改善を要求いたします。改善が行われない場合には、違反状況の公表、登録の停止あるいは登録の取消しなどの処置をとる場合があります。

1. 定期審査の受審について

登録者は、登録の有効期間中、登録の維持に努めなければならない。また、以下の時期にサーベイランス審査および更新審査を実施することに同意しなければならない。

【サーベイランス審査の時期】

- <1年に1回の場合> 原則として、審査起点日を起点として前後3ヶ月を有効とする期間
※ただし、初回登録後、最初のサーベイランス審査は、第二段階審査の最終日(最終会議実施日：起点日)を起点に、原則として前3ヶ月から起点日の範囲で実施します。
- <6ヶ月に1回の場合> 原則として、審査起点日を起点として前後2ヶ月を有効とする時期
- <FSSC登録者の場合> 初回認証審査後及び再認証審査後の3年の期間内に少なくとも1回の非通知審査を実施します。組織は、全てのサーベイランス審査を非通知審査に置き換えることを自主的に選択することができます。

【更新審査の時期】

- <1年に1回の場合> 「登録有効期限」の4ヶ月前を基準とし前後2ヶ月とする期間
- <6ヶ月に1回の場合> 原則として、「登録有効期限」の少なくとも2ヶ月前

2. 審査における故意の虚偽説明について

登録者は、当センターが実施する審査において、故意の虚偽説明をしてはならない。

【「故意の虚偽説明」とは】

「故意の虚偽説明」とは、当センターが実施する審査の過程で、登録者による審査のための文書と記録類の提供、審査員の質問に対する回答および自主的な説明において、認証の判定に重大な影響を与える事実について、真実と異なる情報を、それと知りながら殊更に提供、回答もしくは説明することをいう。または、真実の情報が存在するにもかかわらず殊更にそれを提供、回答若しくは説明しないことをいう。

【故意の虚偽説明の確認とその対応】

当センターは、次のような場合、審査において故意の虚偽説明があったかどうか、登録者に対して確認・調査をさせていただきます。認証の判定に重大な影響を与えるような故意の虚偽説明があったと判断された場合は、当センターは、JIS Q 17021-1 9.6.5.1 に基づき当該認証の一時停止又は取消しを行います。

- a) 登録者から自発的な公表があった場合
- b) 行政機関等が登録者の法令違反を指摘した場合
- c) 第三者から有力な情報提供があった場合
- d) 何らかの客観的な証拠により、故意の虚偽説明があった可能性があるとして判断された場合

3. 料金の支払いについて

登録者は、当センターが設定した登録（更新登録含む）および登録維持に係わる料金を支払わなければならない。

FSSC 登録者の非通知審査において、審査員に対して立ち入りを拒否し、審査が実施できなかった場合、登録者は非通知審査に係わる料金を支払わなければならない。

4. 是正処置の実施について

登録者は、当センターから指摘された不適合事項に対して計画した期日内に是正処置を実施しなければならない。なお、是正処置には、次の対策を含めることが望ましい。

- ①法律による定めがある場合には、該当する当局に連絡すること。
- ②できるだけ早く適合状態に復旧させること。
- ③該当するマネジメントシステムに反するあらゆる側面およびそれに伴う影響を評価し、軽減すること。
- ④該当するマネジメントシステムの他の構成要素と十分に相互作用させること。
- ⑤採用した是正処置の有効性を評価すること。

5. 外部コミュニケーションに関するご連絡について

登録者は、外部からの苦情を含むあらゆるコミュニケーションを受けた場合、適切な処置を講じ、その結果およびその効果を記録し、記録を管理しなければならない。

また、当センターが「状況確認書」などの文書で、情報の開示を要求した場合には、その情報を提出しなければならない。また、登録者は、審査登録の信頼性に疑義を生じさせる様な重大な事件・事故に関しては、自ら報告しなければならない。なお、苦情・クレームもしくはその他の情報分析の結果から、当センターの要求事項に適合していないことが明らかになった場合、当センターは特別審査の実施を登録者に要求する。

【規格による対応】

OHSMS	発生した災害・事故・疾病などについても記録し、その記録を管理しなければならない。
MD-QMS	登録者へのすべての苦情および是正処置に関連して法律の定めのある場合は、該当する当局【例えば、厚生労働省、独立行政法人医療機器総合機構、都道府県など】へ連絡し、その記録を維持しなければならない。
RTSMS	発生した死亡交通事故・重大交通事故などについても記録し、その記録を管理しなければならない。
FSSC	製品の安全性や法的義務に関して法的措置（訴訟手続きを含む）をとられることがわかった場合や、製品回収がわかった場合は、3営業日以内に当センターに報告しなければならない。なお、そのような場合、FSSCのスキームオーナーであるFSSC 22000財団（Foundation FSSC2000）への報告は当センターが行う。
JFS-C	製品の安全性や法的義務に関して法的措置（訴訟手続きを含む）をとられることがわかった場合や、製品回収がわかった場合は、遅くともこれらの初期対応を終えた時点で当センターならびにJFS-Cのスキームオーナーである一般財団法人食品安全マネジメント協会に報告しなければならない。

6. マネジメントシステムに影響のある変更のご連絡について

登録者は、該当するマネジメントシステムに影響する以下に示す変更が発生した場合には、「申請内容／登録システム変更通知書」を使用し、当センターに速やかに報告しなければならない。

①方針の変更
②工程・設備・施設の変更
③登録範囲（製品・サービス・活動、組織）の変更（サイト別の登録範囲変更の場合も含む）
④対象要員数の増減（F S M S、F S S Cは、構内外注人数の増減を含みます。）
⑤審査登録証（本証および附属書）の表記の変更
⑥組織（社名変更を含む）の変更
⑦住所、電話・FAX 番号の変更
⑧経営者（層）・管理責任者・連絡担当者の変更（所属・役職変更を含む）
⑨適用規格の変更
⑩著しい環境側面の変更（E M S）
⑪食品安全上著しい悪影響を与えるハザードの変更（F S M S、F S S C）
⑫医療機器の品質上著しい悪影響を与えるリスクの変更（M D - Q M S）
⑬情報セキュリティ上著しい悪影響を与えるリスクの変更（I S M S）
⑭適用宣言書の変更（I S M S）
⑮ I T サービス上著しい悪影響を与えるリスクの変更（I T S M S）
⑯労働安全衛生上著しい悪影響を与える危険源・危険な側面の変更（O H S M S）
⑰事業継続上著しい悪影響を与えるリスクの変更（B C M S）
⑱道路交通安全上著しい悪影響を与えるリスクの変更（R T S M S）
⑲コンサルティング情報の変化（但し、提出時点から過去2年間および今後2年間に限ります）
⑳法律上、商業上、組織上の地位または所有権の変更
㉑規格の適用除外の変更

7. 認定機関等の立ち入りについて

当センターによる登録者への審査の際に、J A B、I S M S - A C（旧 J I P D E C）、F S S C 2 2 0 0 0 財団、一般財団法人日本食品安全マネジメント協会（J F S M）が登録者への立ち入りを依頼した場合には、登録者は、J A B、I S M S - A C、F S S C 2 2 0 0 0 財団、J F S M 審査チームの立ち入りを認めなければならない（必要に応じて、J M A Q A の許可を得たうえで登録者へ直接お問合せをする場合があります）。なお、J A B、I S M S - A C 認定審査チームの立会審査を登録者が拒絶する場合には、当センターは J A B、I S M S - A C に対しその報告の義務を負う。また、登録者が立会審査を回避するために他の審査登録機関に登録審査を移転した場合、J A B、I S M S - A C から I A F 加盟の認定機関に組織名が通知されることを予め了承しておかなければならない。

なお、登録者は、認定機関（J A B、I S M S - A C）、スキームオーナー（F S S C 2 2 0 0 0 財団、J F S M）へ登録者情報や審査情報を J M A Q A から報告することを予め了承してお

かなければならない。また、JMAQAから報告された登録者情報や審査情報は、スキームオーナー（FSSC 22000財団、JFSM）により、GFSIのベンチマーキングチームに開示されることを予め承しておかなければならない。

なお、本項が遵守されない場合、次の適用となる。

◆ QMS/MD-QMS/EMS/FSMS/FSSC :

認定機関（公益財団法人 日本適合性認定協会【略称：JAB】）の認定シンボルの使用は認められない。また、JABから公表されている適合組織一覧からも削除される（ただし、この場合でもJMAQA登録ロゴマークの使用は認められます）。

◆ ISMS、ITSMS :

認定機関（ISMS-AC【情報マネジメントシステム認定センター】（旧：一般財団法人日本情報経済社会推進協会【JIPDEC】）の認定シンボルの使用は認められない。また、ISMS-ACから公表されている適合組織一覧からも削除される（ただし、この場合でもJMAQA登録ロゴマークの使用は認められます）。

8. 認定機関による、マーケットサーベイランスと称する、認証組織への直接の調査活動について

認定された認証を有する組織は、認定機関によるマーケットサーベイランス訪問の受け入れを要請された場合、受け入れなければならない。

※マーケットサーベイランスとは

認定機関は、認証機関の事務所を定期的に訪問して行う審査と組織審査立会の組合せで、認証機関の能力を継続的に監視しています。これに加え、「マーケットサーベイランス訪問」を行うことがあります。マーケットサーベイランス訪問は、認定審査チームが認証された組織を訪問し、直接観察するもので、認証機関の審査が適切に行われたかどうかを判断することを目的としています。「認証審査の繰返し」ではなく、組織のマネジメントシステムに対し不適合を特定したり、文書化することはありません。認証機関が何らかの好ましくない傾向を示す場合や、市場や利害関係者からのフィードバックをきっかけに、具体的な状況を調査するために行われます。

マーケットサーベイランス訪問では、調査の目的に応じて、訪問対象の組織がサンプリングされます。また、特定の認証機関の認証組織を対象に行われる場合も、全ての認証機関の認証組織を対象とする場合もあります。

9. 登録の表明について

9. 1 一般原則

- ①登録者は、この登録が該当するマネジメントシステムに対してのみ許可されたものであり、製品またはサービスそのものに対して許可されたものではないことを正しく認識しなければならない（製品、サービスそのものには、マネジメントシステムの認証（登録）の表明はできない）。また、当センターおよび審査登録制度の社会的信用を損なうような登録の表明をしてはならない。
- ②審査登録証および審査報告書の内容の所有権は、当センターが保有しています。そのため、登録者は、自らが表明したかしないかにかかわらず（他者による表明も含め）、登録内容についての公表、広報、外部文書などへの引用に不適切な表示を発見した場合は、速やかに、当センターへ連絡し、協議の上、対応処置を講じなければならない。

9. 2 登録ロゴマークを使用しない場合の表明について

登録ロゴマークを使用せず、認証を文章で表明する場合は、以下の表示方法を遵守しなければならない。

表示事例	
1	<p>表示事例 1 (製品の包装、付帯情報への表示)</p> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇〇〇〇 この製品は、品質マネジメントシステム (ISO9001) の認証を取得した工場で製造しています。 JMAQA-△△△△</p>
	<p>※製品には、マネジメントシステムの認証の表明はできません。 ※製品を分解せずに取り外せる包装 (個別包装、製品を詰め合わせた箱、輸送のための大箱) や付帯情報 (取扱説明書、保証書など取り外し可能なもの) には表示可能です (種別ラベルや識別プレートは製品の一部とみなされるため表示できません)。 ※また、表示には認証組織名又はブランド名と、マネジメントシステムの種類 (例えば、品質、環境) 及び適用される規格適用規格の種類、認証機関の識別が必要です。 ※製品並びに製品の包装には、登録ロゴマークは使用できません。 ※誤使用例：「本製品はISO9001の認証を受けています」 誤使用の理由：マネジメントシステムの認証は、製品認証ではないので、製品が認証を受けているという誤った表現は使用できません。 ※ただし、FSSC、JFS-C の場合は、製品並びに製品の包装への上記のような表明は誤解を招く可能性があるとして認められていません。</p>

9. 3 名刺、ホームページ等への引用について

登録者は、名刺、ホームページ、会社案内、カタログ、看板などで、該当するマネジメントシステムの審査登録制度を不正確に引用したり、顧客や第三者の誤解を招くような方法で表明してはならない。また、同様に誤解を招くような方法で、登録ロゴマーク、認定シンボル、登録 (維持) 通知書、審査登録証 (本証および附属書) および審査報告書の全てまたは一部を使用してはならない。また、自らが使用したかしないかにかかわらず (他者による使用も含め)、それらの管理を行わなくてはならない。

2	<p>表示事例 2 名刺への表示 (全社認証の場合)</p> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇〇〇〇 ISO9001 : 20XX 認証取得</p>
	<p>※全社認証の場合で、会社名が自明の場合は、会社名の表示は不要です。 ※誤使用例：「認定取得」 ⇒ 正しい表現：「認証取得」または「認証登録」 ・「認定」とは審査登録機関のみが使用する言葉です。登録者は該当するマネジメントシステムが規格に適合していることが審査登録機関から認められていることを、「認証」や「審査登録」と表現しています。</p>
3	<p>表示事例 3 名刺への表示 (登録範囲外の組織・部署・製品・サービスがある場合)</p> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇〇〇〇 △△工場 ISO14001 : 20XX 認証取得 A、B、C 製品の設計・開発及び製造</p>
	<p>※認証取得をしている範囲について、全社で認証を受けていると誤解を生じないよう対象組織 (工場、支店など) の明示をしてください。適用製品が全製品ではない場合は、適用している製品が明確になるよう明示してください。</p>

4	表示事例4 インターネット、パンフレット、広告、看板などその他の文書などのコミュニケーション媒体への表示（全社認証の場合）
	株式会社〇〇〇〇〇 ISO27001：20XX 認証取得
※認証取得をしている範囲を限定している場合には、表示事例3と同様に、対象組織、対象製品・サービスに関して誤解を生じない方法で明示してください。	

※なお、規格の表記ですが、ISO9001やISO27001という表記でも可としますが、可能な範囲でISO9001：2015やISO/IEC27001：2013のように該当規格の年度版表記を付記することをお願いします（他のマネジメントシステムの場合でも同様です）。

※会社案内、名刺などで認証取得を外部に公表する際、ご不明な点は、当センターCS・マーケティング部あるいはマネジメント推進部までお問い合わせ、ご確認ください。

10. 登録ロゴマーク及び認定シンボルの使用について

登録者は、登録ロゴマークおよび認定シンボルを使用する際には、「登録ロゴマークおよび認定シンボル使用規則」を遵守しなければならない。なお、以下の項目については特に配慮しなければならない。（認定シンボルに関する内容のみOHSMS、EnMS、RTSMS、BCMS、CLSは当面適用外）

- ①製品または製品の包装に添付して使用してはならない。
- ②製品またはサービス自体が適合していると思わせるような方法で登録ロゴマークおよび／または認定シンボルを使用してはならない。
- ③登録ロゴマークおよび／または認定シンボルの清刷りは、「登録ロゴマークおよび認定シンボル使用規則」に従い、正確に使用しなければならない。
- ④登録の有効期限後は使用してはならない。
- ⑤他のマークとともに使用する場合には、意味の混乱が生じないようにしなければならない。
- ⑥登録ロゴマークおよび／または認定シンボルは、登録を許可された範囲のみに使用しなければならない。
- ⑦JAB、ISMS-ACの認定シンボルのみの単独使用をしてはならない。
- ⑧登録ロゴマークおよび認定シンボルを使用する際に、該当するマネジメントシステムの対象とする顧客が限定されている場合には、その旨を記述するか、または当該顧客向けの媒体物のみに使用を限定しなければならない（QMS、MD-QMS、FSMS、FSSCの場合）。
顧客が限定されているとは以下の場合である。
 - 1) 社内顧客のみを対象としたシステムである。
 - 2) 親会社など限定された顧客のみを対象としたシステムである。
 - 3) 「公共工事」のみを適用範囲とするなど、限定された顧客（官庁）のみを対象としたシステムである。

なお、JMAQAは一部の規格を除き「社内顧客のみを対象としたシステム」については、製品の最終ユーザーも顧客の中に位置付ける必要があると判断しています。

11. 登録証の識別について

審査登録証（本証および附属書）を複写機で複写する場合、およびホームページ、パンフレット等掲載する場合は、「現物」と識別するために「複写」「COPY」などの表示を付加し、誤解を招かないようにしなければならない。

1 2. 登録の一時停止、取り消し時の対応について

登録者は、登録を一時停止もしくは取消された場合には、登録ロゴマーク、認定シンボル（該当する場合）および登録されていることを述べたカタログ・説明書などの使用を一切中止し、当センターに審査登録証（本証および附属書）、登録ロゴマークおよび認定シンボル清刷りを返却しなければならない（登録一時停止の場合には、一時停止解除後、当センターから登録者に返却する）。

1 3. 要求事項の変更への対応について

登録者は、当センターの要求事項の変更に対応して、必要があれば、自らの手順を変更しなければならない。

1 4. JMAQA の配付文書の管理について

登録者は、配付された当センターの管理文書（当規則を含む）の最新版を維持し、使用しなければならない。

なお、最新版については、JMAQAホームページ（<http://www.jma.or.jp/JMAQA/>）にてご確認いただくか、もしくは当センターCS・マーケティング部までお問い合わせください。

以上

改訂履歴

版数	制定/改訂日	改訂箇所 (改訂理由)	承認	審査	作成
1 初版	1995.12.1	制定	安倍	長谷川	池里
2 改訂版	1996.4.8	(7)改訂、(10)追加 (内部レビューによる見直し)	安倍	長谷川	池里
3 改訂版	1998.11.2	前文、(2)、(5)改訂、(11)、(12)追加 (ABR100-1997年版改訂対応のため)	安倍	長谷川	池里
4 改訂版	1999.7.8	①QA (品質)、EA (環境)の統合に伴い、AAに改訂 ②本規則の審査欄を、品質及び環境の審査部長2名に変更 ③文章表現の修正 *改訂箇所は下線部を参照	安倍	長谷川 時枝	鈴木
5 改訂版	2000.1.11	①(1)に「前回審査実施日から1年を越えない範囲でサーベイランスの実施に同意する」を追記 ②JAB指摘に基づき、(7)を「苦情」から「利害関係者からの苦情を含むあらゆるコミュニケーション」に変更 ③文章表現の変更 *改訂箇所は下線部を参照	安倍	大倉 時枝	鈴木
6 改訂版	2000.7.27	①作成者を業務担当に変更、審査者に業務部次長を追加。 ②(3)に「登録(維持)通知書」、「および審査報告書の全てまたは一部」追記	安倍	大倉 時枝 崎山	清宮
7 改訂版	2001.7.2	①外部での不適切な登録内容表示の通知義務等について(4)追記。 ②ISO/IEC Guide 62:1996「品質システム審査登録機関に対する一般要求事項」の摘要に関するIAFガイダンス Issue 1 version 3に対応するための改定。(7)追記。以上、改定箇所は下線部参照。	安倍	池里 時枝 大倉	米倉
8 改訂版	2002.4.19	(1)サーベイランスおよび更新審査の実施時期を追記。以上、改定箇所は下線部参照。	安倍	池里 大倉	米倉
9 改訂版	2002.10.1	(7)改訂 (13)、(14)追記 (内部レビューによる見直し)	安倍	池里 大倉	米倉
10 改訂版	2003.1.6	前文の一部改訂(下記を追記) 「改善要求回答書」による修正の要求 (内部レビューによる見直し)	安倍	池里 大倉	米倉

1 1 改訂版	2003.7.1	JABR200-2001 改 1 に対応し、JAB 立会に関する項目 (15) 追加 (8) / (10) 改訂 (3) / (6) / (9) / (11) 記述の “審査登録証”に、(本証および附属書)を追記 (内部レビューによる見直し)	安倍	武樋 大倉	米倉
1 2 改訂版	2004.12.17	同規則に審査登録基本契約書の遵守義務を記載。 遵守項目の見直し (15 項目から 14 項目へ) 遵守項目の並び替え (1) 審査起点日を追加 (1 1) コンサルティング情報を追加 (8) J A B 立会審査に対する拒否、回避した場合を追加 管理文書最新版の H P 上での公開の案内 “品質記録”チェック済	安倍	武樋 滝島	武中
1 3 改訂版	2005.4.28	F S M S の追加。 組織変更により、担当が業務部から お客様サービス部へ変更 更新審査の実施時期	安倍	武中 安倍	安井
1 4 改訂版	2005.12.1	1. 認定マークを認定シンボルに名称変更。(JABN410-2005 への改定による) (9) (1 0) 認証取得の正確な表現を行うための補足。 (1 2) 関連文書名の変更 2. 限定組織の場合の遵守事項追加 (1 2) ⑧項 3. 文言の修正 改訂箇所は下線部参照。	安倍	武中 小田	安井
1 5 改訂版	2006.9.20	審査登録の信頼性に疑義を生じさせるような重大な事件、事故の報告義務の追加。 改訂箇所は下線部参照。	安倍	武中 小田	根本
1 6 改訂版	2007.7.1	ISO/IEC17021:2006 の対応に伴う改訂。 改訂箇所は下線部参照。	安倍	武樋	武中
1 7 改訂版	2008.8.18	①マネジメントシステムに影響する 変更が発生した場合の報告項目を 追加 ②食品安全マネジメントシステムの 認定取得に伴い、注意書きの削除 改訂箇所は下線部参照。	安倍	武樋	武中

18改訂版	2010.5.6	①AA403・17版、HA403・3版およびIS403・9版を統合した。 ②組織変更により、担当がお客様サービス部からCS・マーケティング部へ変更 改訂箇所は下線部参照。	武樋	武中	笹森
19改訂版	2011.10.31	ISO/IEC17021:2011の対応に伴う改訂。 ①語句の統一 ②新規規格追加記入 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング統括部長
20改訂版	2012.06.01	①法人名称変更に伴う改訂。 ②複数サイト登録の場合、サイト別適用範囲を明確にする。これに伴いシステム変更対応に関する改訂。 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング統括部長
21改訂版	2014.02.28	RTSMS、BCMSの追加 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング統括部長
22改訂版	2015.9.1	定期文書見直しによる改訂 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング統括部長
23改訂版	2016.08.01	定期文書見直しによる改訂 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング統括部長
24改訂版	2017.04.01	ISO/IEC17021-1:2015による変更内容の反映 認証ロゴマークを使用しない場合の認証の表明方法について明示した。 認定機関によるマーケットサーベイランスについて明示した。 改訂箇所は下線部参照。	センター長	QMR	CS・マーケティング部 CS部長 マーケティング部
25改訂版	2017.07.10	FSSCver.4発行に伴う改訂。 非通知審査に関する記載の追記。 改訂箇所は下線部参照	センター長	QMR	CS・マーケティング部 CS部長 マーケティング部長
26改訂版	2017.07.28	定期文書見直しによる改訂 JFS-Cの外部コミュニケーションについて追記。 改訂箇所は下線部参照。	センター長 承認済み	QMR	CS・マーケティング部 CS部長 マーケティング部長
27改訂版	2018.02.23	JFS認証スキーム文書Ver.2.2対応に伴う改訂。 JFS-Cの外部コミュニケーションについて改訂。 改訂箇所は下線部参照。	センター長 井上承認済	QMR 伊藤	S・マーケティング部 CS部長 マーケティング部長

2.8 改訂版	2019.07.31	定期文書見直しによる改訂 故意の虚偽説明についての項目を追加。外部コミュニケーション内容見直し。GFSI ベンチマーキングチームへの情報開示の追加。ロゴマークの表示方法について JFS-C 追加。登録証の識別についてケース追加。	QMR 承認	CS マーケティング部長	CS マーケティング部 担当者
---------	------------	---	-----------	--------------	--------------------